

債権譲渡の対抗要件制度に関する実態調査の結果報告

本資料は、「債権譲渡の対抗要件制度等に関する実務運用及び債権譲渡登記制度等の在り方についての調査研究報告書」における実態調査を補完する趣旨で、債務者の立場で債権譲渡に関与した経験を有する企業に対してヒアリングを行った結果を取りまとめたものである。

本資料中のA社、B社、C社の概要は、以下のとおりであり、いずれも会社法上の大会社に該当する。

A社：製造業

B社：電気・ガス・熱供給・水道業

C社：製造業

1 A社

【債務者の立場で債権譲渡に関与する場合】

①従来、手形決済をしていた取引について、手形発行のコスト・リスク等を軽減する趣旨で、ファクタリングを行うために、自社が指定する金融機関に債権譲渡をしてもらう場合と、②債権者である取引先が早期資金化を目的として債権譲渡を希望する場合とがある。②については、取引先における財務体質の健全化やコスト削減等によって自社にもメリットがあるか否かで、譲渡禁止特約を解除するかどうかを判断している。なお、対抗要件は通知で具備してもらうことにしており、承諾によって対抗要件を具備することはない。

同一の債権が多重に譲渡される事例は、過去には、1～2年に1件くらいあったが、少なくとも5年前くらいからはそういった事例が見られなくなっている。取引先の選択と集中を進めたことや基本的にほとんどの債権に譲渡禁止特約を付していることの影響かもしれない。

【到達した通知の管理体制】

毎日大量の郵便物が届くことから、各郵便物について、到達時刻やその先後を正確に把握することができる体制は構築していない。普通郵便については、会社として受領してから、担当部署にそれが届けられるまでにタイムラグが存在するため、その意味でも、会社として受領した時点は分からない。書留郵便については、配達時に担当部署の者が呼ばれて受領のサインをすることになるので、同一の部署の者が受領すれば事実上先後は分かるが、受領した部署が異なる場合や、とりわけ配達された場所（本社・支店・工場など）が異なる場合には、特に連絡を取り合わない限り、先後は不明。同一の債権が

多重に譲渡されることに巻き込まれるトラブルの例がほとんど見られないため、到達の先後を把握するための組織的な連携・連絡体制を構築する必要性を感じていない。

受領した通知書の保存期間は、10年間。債権譲渡の通知だけ、特別に保存期間が長いわけではなく、他の財務関係の書類の保存期間と同じ扱いにしている。

【通知の到達の先後の判断が困難であった事案とその対応】

自社が債務者となっている同一の債権についての譲渡通知が、本社に複数届いた上、更に工場にも同日に届いたことだけは分かったが、その先後が分からないという事案があった。譲渡人の信用状況が悪化していた場合であり、債権を譲り受けようとする者から、事前に債権の帰属に関する照会は受けていない。その事案では、譲渡された債権に譲渡禁止特約が付されておらず、同時到達では供託することができなかったことから、先後不明であれば供託することができるというルールの下で供託が可能かという点について検討・対応の必要が生じたが、最終的には先後不明を理由に「債権者不確知」として供託することで解決できた。

【譲渡禁止特約による対応】

自社が債務者となる場合には、基本的に譲渡禁止特約を付している。自社の知らないところで債権が譲渡された場合には、譲受人の主観が不明であることを理由に「債権者不確知」として供託することができるという利点がある。

【債務者となっている債権が譲渡される場合に債権を譲り受けようとする者から事前に照会を受けることの有無】

譲渡禁止特約を付けているためか、譲渡人から、債権を譲渡することについての承諾を求められることはあるものの、債権を譲り受けようとする者から照会を受けることはない。

仮に照会を受けたとしても、回答する義務がない上に、譲渡人と自社との間に取引関係があることを見ず知らずの者に開示することは望ましくないので、回答することはない。

【その他】

早期資金化の目的で、自社が債権者となっている債権を譲渡する場合もある。その場合には、債務者の承諾によって第三者対抗要件を具備するが、この承諾と異議をとどめない承諾と譲渡禁止特約を解除する趣旨の承諾を兼ねることによって、簡便に債権譲渡を行っているという実態がある。中間試案第18、2(1)甲案によると、第三者対抗要件の具備と、抗弁放棄等の手続を兼ねることができなくなり、結果として、現在の手続に加えて対抗要件具備のための登記を強いられるという問題がある。他方、承諾によっ

て対抗要件を具備する場合でも、「通知書兼承諾書」という形式をとっており、承諾に先立つ通知があるのが通常であるので、通知により対抗力を獲得できれば特に不都合はない。したがって、当社としては、乙案に対し積極的に反対することはしない。

2 B社

【債務者の立場で債権が多重譲渡された事案の有無】

かつては年に数件程度はあったが、10年前くらいから、見られなくなった。理由はよく分からない。

【到達した通知の管理体制】

複数の債権譲渡通知が到達した場合の対応は、基本的にC社に同じ。担当部所を特定して通知が送られてくればいいが、通知に社名だけが記載されているとどこの部所が購入した物についての債権か分からない上に、部所の判断で購入する物は、そもそもその売買自体を把握できていないことがあるので、担当部所に通知が届くことが期待できない。

【通知の到達の先後の判断が困難であった事案とその対応】

債権が多重に譲渡され、譲渡通知の到達の先後が分からない事案は複数経験したことがある。しかし、いろいろ怪しい点もあり、結局、そうした譲受人に対しては任意の支払を行わないという対応を取っている。多重譲渡に関わる譲受人には、反社会的勢力に関係するものも多いと思われるので、コンプライアンスの観点から、そのような者に資金が渡らないようにすることを重視している。

【通知の到達の有無の管理に関するトラブルとその対応】

他に通知が到達していないと回答したが、実は他の部所に譲渡通知が到達していたという事案があった。

【譲渡禁止特約による対応】

基本的には譲渡禁止特約を付すことで多重譲渡を防止しているが、譲渡禁止特約を付すことができないものもある。例えば、印刷物やノベルティ等の販促品のように、あまり大きな金額ではない物の購入については、譲渡禁止特約を付さないことも多い。そういった債権が多重に譲渡されることで、トラブルになることがある。

【債務者となっている債権が譲渡される場合に債権を譲り受けようとする者から事前に照会を受けることの有無】

経験がない。

【通知の記載内容に関するトラブル】

通知の記載内容がよく分からないことは多い。既に述べたように、譲受人に任意に支払わないことが多いので困ることは少ないのだが、差押えや滞納処分と競合すると、問題になってくる。

3 C社

【債務者の立場で債権が多重譲渡された事案の有無】

かつてはよく見られた。一つの債権について、十数通の通知が到達するような事案もあった。また、単なる譲渡通知の競合の事案だけではなく、債権譲渡と差押えが競合する事案、取消通知が届いた後に、譲渡人から他の第三者に譲渡されるような事案もあった。しかし、最近は、かなり数が減っている。複数の譲渡通知が競合するのは、2、3年に1回くらいである。

数が減った理由は分からないが、近時、取引先の倒産が減少していることや、自社が債権譲渡方式の一括決済システムを導入したことが影響するかもしれない。

【到達した通知の管理体制】

郵便物は、基本的に午前と午後の2回、社内の集配センターに届けられ、集配センターで送付先の仕分け作業がされた後、未開封のまま各事業部に届けられる。したがって、債権譲渡通知であることが判明する時点は、通知の到達時点とギャップが生ずる。大量の郵便物が届くので、社に到達した日付のみを管理している。到達した時間まで管理することは不可能である。

また、複数の債権譲渡通知が届くと、通知を法務部が一括して管理することとしている。このようにしないと、他の全ての事業部や工場等に対して、同一債権についての譲渡通知が他に届いていないかを確認しなければならないという手間が生ずることになる。複数の事業部と関わりのある譲渡人が債権を譲渡すると、どの事業部に通知が届くか分からないので、このような対応が必要となる。

【通知の到達の先後の判断が困難であった事案とその対応】

複数の債権譲渡通知が同日に届いたことだけは分かったが、その先後が分からないという事案があった。配達証明が付いているものもあるが、配達証明なしで届く内容証明もあるので、配達証明がないと、到達の先後の判断をすることができなくなってしまう。その事案では、弁護士に依頼して、弁護士から相手方に対して取立てにくるように促してもらったら、結局、取立てにこなかった。

一般論として、かつては、譲渡通知の到達の先後が不明であることを理由に供託をしようとしても、供託を受けてもらえないことが多いという印象があった。先後不明を原

因とする供託については、平成5年5月18日付け民四第3841号民事局第四課長通知において「供託原因が債権譲渡通知等の先後関係が不明であるとするものであっても、従来通りこれを受託して差し支えない」とされていることから、現在では先後の判断に関して債務者に過大な注意義務を課されることはないと考えている。

【通知の到達の有無の管理に関するトラブルとその対応】

複数の譲渡通知が到達した事例で、債権者不確知を供託原因として供託していたところ、他の事業部にも譲渡通知が到達していたことが供託後に判明し、被供託者の記載に漏れがあった。結局、一度、供託していた金銭を取り戻し、被供託者の記載を改めた上で、再度供託をすることになった。

【譲渡禁止特約による対応】

できる限り譲渡禁止特約を付すようにしているが、自社のひな型を利用することができない場合もあり、そういった契約に基づく債権については、譲渡禁止特約を付すことができないときもある。もっとも、譲渡禁止特約を付さない債権の割合は大きくないと思う。

【債務者となっている債権が譲渡される場合に債権を譲り受けようとする者から事前に照会を受けることの有無】

経験がない。既に債権を譲り受けたと称する者から、他に競合する譲渡がないか照会を受けたことはあるが、回答しなかった。

【通知の記載内容に関するトラブル】

譲渡通知が届いても、その内容が分からないことがある。同じ債権が譲渡されているのだろうとは思われるが、記載内容が統一されていないため、譲渡が競合しているのかという点や、競合する範囲が分からないことで、債務者としては対応に困ることがある。

対応に悩んで支払を止めていると、次から次に譲渡通知が届き、更に対応が面倒になるということがある。